

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号  
(名 称) 株式会社UKCホールディングス  
(法人番号 7010701022780)

上記被審人に対する平成30年度(判)第13号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1800万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成31年2月21日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年12月20日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都品川区大崎一丁目11番2号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、連結子会社における液晶テレビ用パネルの販売取引において、貸倒引当金の過少計上を行ったほか、架空取引による売上の過大計上を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成27年6月26日	第6期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)に係る有価証券報告書	平成26年4月1日～平成27年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純利益が2,276百万円であるところを4,037百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上
2	平成27年8月10日	第7期第1四半期(平成27年4月1日～平成27年6月30日)に係る四半期報告書	平成27年4月1日～平成27年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純利益が▲2,826百万円であるところを1,147百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上
3	平成27年11月9日	第7期第2四半期(平成27年7月1日～平成27年9月30日)に係る四半期報告書	平成27年4月1日～平成27年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純利益が▲1,087百万円であるところを2,297百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上

4	平成28年 2月8日	第7期第3四半期（平成27年10月1日～平成27年12月31日）に係る四半期報告書	平成27年4月1日～平成27年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純利益が▲3,264百万円であるところを3,133百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上
5	平成28年 6月29日	第7期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に係る有価証券報告書	平成27年4月1日～平成28年3月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純利益が▲6,185百万円であるところを3,200百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上
6	平成28年 11月7日	第8期第2四半期（平成28年7月1日～平成28年9月30日）に係る四半期報告書	平成28年4月1日～平成28年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純利益が▲1,117百万円であるところを1,015百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上
7	平成29年 2月6日	第8期第3四半期（平成28年10月1日～平成28年12月31日）に係る四半期報告書	平成28年4月1日～平成28年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純利益が▲3,263百万円であるところを1,575百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・売上の過大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

## 2 法令の適用

上記1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号5

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号2、同3、同4及び同5は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号6及び同7

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

## 3 課徴金の計算の基礎

上記1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第6期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(1,653,340円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

番号2、同3、同4及び同5

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第7期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）第1四半期（平成27年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第7期第1

四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期(平成27年7月1日から同年9月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第7期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(平成27年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第7期第3四半期報告書」という。))及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第7期有価証券報告書」という。))に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第7期第1四半期報告書	2,169,991円
第7期第2四半期報告書	2,294,245円
第7期第3四半期報告書	2,480,012円
第7期有価証券報告書	2,273,455円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第7期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第7期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第7期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第7期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第7期第1四半期報告書、第7期第2四半期報告書、第7期第3四半期報告書及び第7期有価証券報告書が、いずれも第7期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第7期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第7期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第7期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第7期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号6及び同7

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第8期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）第2四半期（平成28年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第8期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期（平成28年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第8期第3四半期報告書」という。）に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第8期第2四半期報告書	1,499,951円
第8期第3四半期報告書	1,819,126円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第8期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第8期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となる。